

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年4月14日
【会社名】	株式会社学情
【英訳名】	GAKUJO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中井 清和
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田二丁目5番10号
【電話番号】	06-6346-6830（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部 ゼネラルマネージャー 瀬川 哲矢
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田二丁目5番10号
【電話番号】	06-6346-6830（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部 ゼネラルマネージャー 瀬川 哲矢
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 27,270,000円 （新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額） 3,027,270,000円
	（注） 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】（第1回新株予約権証券）

（1）【募集の条件】

発行数	30,000個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	27,270,000円
発行価格	909円（本新株予約権の目的である株式1株当たり9.09円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年4月30日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社学情 管理部 大阪市北区梅田二丁目5番10号
払込期日	平成26年4月30日
割当日	平成26年4月30日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 大阪本店営業部

（注）1 第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）については、平成26年4月14日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2 申込み及び払込みの方法は、払込期日までに本新株予約権の第三者割当て契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法により、全部をUBS AG London Branch（以下「割当予定先」といいます。）に割り当てます。

4 本新株予約権の行使に際して交付する株式において、当社は保有する自己株式を交付する予定です。

5 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の総数は、3,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使に際して出資される普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、1,000円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3 行使価額の調整 (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>3,027,270,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な割当株式数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成26年5月1日から平成28年4月28日までとする。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 大阪本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり909円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。</p> <p>2 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり909円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 2 本新株予約権行使の効力発生時期
本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。
 - 3 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
 - 4 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
 - 5 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,027,270,000	6,000,000	3,021,270,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額27,270,000円に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額3,000,000,000円を合算した金額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
既存事業の売上拡大・ブランド強化等に伴うシステム開発費用及び営業拠点開設や人員増強・人材教育に係る費用	2,500	平成26年5月～平成28年4月
新規事業領域の立ち上げに係るM&A及び資本・業務提携に係る費用、またはM&A及び資本・業務提携後に必要なシステム開発費用	500	

(注) 1 手取金の具体的な使途

既存事業の売上拡大・ブランド強化等に伴うシステム開発費用及び営業拠点開設や人員増強・人材教育に係る費用

- () 新卒就職情報サイト「朝日学情ナビ」
- () 第二新卒・中途就職情報サイト「Re就活」
- () 合同企業セミナー「就職博」
- () 公的機関等からの受託業務
- () ソーシャル・ネットワーキング・サービスなどの新たなメディアに対応したサービスの立ち上げに係る業務等

金額の内訳は、以下を想定しているものの、調達金額により変更される場合があります。

- ()～()に係るシステム開発費用：400百万円
- ()に係るシステム開発費用：400百万円
- ()～()に係る営業拠点開設費用(賃借料、内装費、及び設備費等)：1,000百万円(営業拠点の開設拠点として札幌市、仙台市、岡山市、及び広島市等を計画しているものの、公的機関等からの受託業務により、開設拠点は変動する可能性があります。)

()～()に係る人員増強・人材教育のための費用(100名程度)：700百万円

なお、上記()～()に係るシステム開発費用以外の各項目について、余剰資金が生じた場合は、()～()に係るシステム開発費用に充当する可能性があります。

新規事業領域の立ち上げに係るM&A及び資本・業務提携に係る費用、またはM&A及び資本業務提携後に必要なシステム開発費用

- (ア) 人材教育などの研修サポートサービス
- (イ) 顧客データベースを活かした人材派遣・アウトソースビジネス
- (ウ) 海外留学生及び海外在住の日本人向け就職活動サポートビジネス
- (エ) 顧客データベースを活かしたライフステージに応じたEコマースビジネス等

なお、上記(ア)～(エ)に係るM&A及び資本・業務提携について、(ア)～(エ)のいずれか又は複数、又は全てに係るM&A及び資本・業務提携に充当する場合が考えられるものの、優先順位等も含め、現時点で決定している具体的な計画はありません。

上記及びの具体的な使途について、現時点で決定している具体的な計画はありませんが、具体的な資金使途が確定した場合は、適切に開示します。

- 2 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1)新規発行による手取金の額」に記載のとおり3,021,270,000円です。但し、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断により、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。そのため、上表の支出予定時期に

については現時点における予定であり、具体的な金額及び用途については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、結果として当社が希望するような規模での資金調達ができなかった場合には、原則として、上記 既存事業拡大に係る費用への充当を優先し、余剰部分を上記 の新規事業領域の立ち上げに係る費用へ充てることを想定しております。また、資金使途及びその内訳が変更された場合は、適切に開示します。

- 3 本新株予約権による資金使途のうち、M & A及び資本・業務提携等に係る費用がありますが、本新株予約権による資金調達が進まない状況において案件の進捗状況に応じて資金が必要となった場合には、当社手持ち資金を充当し又はその他のファイナンス手段を検討して資金を調達する予定です。また、案件が当初の想定通りに成立せず、調達した資金が上記支出予定時期において当該費用に全て充当されない場合も考えられます。その場合、当社は、引き続き新たな案件の検討を続けたうえで、上記支出予定時期以降においても、M & A及び資本・業務提携等に係る費用に使用する考えであります。その場合は適切に開示します。
- 4 調達した資金につきましては、具体的な資金使途に充当するまでの間は、銀行預金にて管理することといたします。

< 資金調達の目的 >

(当社の主力事業である就職情報事業の外部環境について)

当社の主力事業である就職情報事業の外部環境は、平成25年10月期において、円安・株高に起因する景気回復の動きが雇用にも広がり始め、非製造業を始めとして、自動車など輸出型産業でも求人需要が回復し、平成25年9月の有効求人倍率は0.95倍と平成20年6月の0.92倍以来、約5年ぶりの高水準を5月以降維持しました。また、完全失業率も4%となるなど、雇用環境の改善が鮮明となる中で推移しました。加えて、平成25年10月21日付け日本経済新聞にて日本生産性本部と日本経済青年協議会が実施した「平成25年度新入社員『働くことの意識』調査」にて「就職先を選択するために利用した主な情報源」に、第一位として4年生大学卒の96.7%が「会社説明会」を情報源にしているという結果が掲載されました。一方、少子高齢化による新卒採用母集団の減少、一般社団法人日本経済団体連合会の「採用選考に関する企業の倫理憲章」の見直しによる就職活動時期の短期化、及び就職活動サイトのビジネスモデルについて従来の掲載課金型ビジネスモデルの他、成功報酬型ビジネスモデルの出現等、就職情報事業に係る懸念材料もあります。

(当社の近年の取組み及び今後の経営戦略について)

当社は、昭和52年の創業以来「就職博」、「朝日学情ナビ」、及び「Re就活」などの独自商品の開発・販売にこだわり続け、他社とのM & Aや提携等によらず独力で会社を成長・発展させ、平成18年10月には東京証券取引所第一部に上場しました。当社の主たる事業領域は、新卒採用支援事業を中心としつつ、中途採用支援事業も含めた「採用支援事業」全般にあり、近年では、公的機関等から雇用対策事業を受託するなど、従来の民間需要だけでなく公的需要も取り込み事業を展開しております。公的機関等からの業務受託及び民間からの業務受託の両輪は、景気循環に少なからず影響を受けてきた当社業績の「安定化」に効果を発揮しました。平成29年10月期を最終年度とする中期計画において、平成25年10月期に26.7億円であった売上高を55億円に拡大させるという目標を達成しようとした場合、さらなる新しい事業領域への進出、あるいは現在の事業領域におけるブランド力を持った新商品の開発が不可欠となっております。

こうした中、当社は現状に甘んじることなく、平成25年1月29日に株式会社朝日新聞社及び株式会社朝日学生新聞社と資本業務提携契約を締結いたしました。これは昭和52年の創業以来初めての戦略的提携となります。当社は、かかる提携を通じて、当社並びに株式会社朝日新聞社及び株式会社朝日学生新聞社の教育・人材関連事業に関して、相互にそれぞれの経営資源、経営ノウハウを提供することで相互の企業価値の向上を図り、今後朝日新聞社グループとさまざまな面でパートナーシップを深め、当社の事業領域そのものを拡大・発展させていく所存です。かかる提携に基づく具体的な施策の一つとして、平成25年6月から新卒向け就職サイト「学情ナビ」を、平成27年卒業予定者対象分より「朝日学情ナビ」へ名称変更し、またサイトの全面リニューアルを実施したところ、各大学における登録学生数が増加し、かつ多方面からの問合せが急増するなど、事業環境の好転もあいまって、平成25年10月期における当社の売上拡大に寄与するなどの効果がでております。

上記を踏まえつつ、当社の今後の中長期的な経営戦略としては、以下を推進していくこととしております。

- ・「確固たる学情ブランドの確立」
- ・「Web商品ラインナップの拡充による高収益体質の進展」
- ・「事業のグローバル化」
- ・「教育・研修分野における事業領域の確立」
- ・「大学就職部支援事業の推進」

上記を達成するには、当社全社員の能力向上が必要不可欠であります。当社は“トータルとしての「会社力」の一層の強化”を図りつつ、将来的には、「就職」「人材」という枠にとらわれず「総合情報企業」として世界のリーディングカンパニーとなるべく成長し、当社の企業価値の向上を図っていきたくと考えております。

上記の外部環境、当社の近年の取組み及び今後の経営戦略を総合的に勘案し、今般当社は、「就職」「人材」という枠にとらわれず「総合情報企業」として世界のリーディングカンパニーとなるべく、就職情報サイト「朝日学情ナビ」等の就職情報事業の拡大及び将来的な公的機関等からの業務受託に係る需要増加に伴う営業拠点開設や人員増強、M&A及び資本・業務提携等による新規事業領域の立ち上げを目的として、第三者割当による新株予約権の発行を実施することにいたしました。具体的な資金使途は、中長期的な経営戦略に基づき、既存事業()新卒就職情報サイト「朝日学情ナビ」、()第二新卒・中途就職情報サイト「Re就活」、()合同企業セミナー「就職博」、()公的機関等からの受託業務、並びに()ソーシャル・ネットワーキング・サービスなどの新たなメディアに対応したサービスの立ち上げに係る業務等)の売上拡大・ブランド強化等に伴うシステム開発費用及び営業拠点開設や人員増強・人材教育に係る費用、新規事業領域((ア)人材教育などの研修サポートサービス、(イ)顧客データベースを活かした人材派遣・アウトソースビジネス、(ウ)海外留学生及び海外在住の日本人向け就職活動サポートビジネス、並びに(エ)顧客データベースを活かしたライフステージに応じたEコマースビジネス等)の立ち上げに係るM&A及び資本・業務提携に係る費用、またはM&A及び資本・業務提携後に必要なシステム開発費用等が挙げられます。

本新株予約権発行と第三者割当て契約締結を合わせた資金調達スキーム(以下「固定株価資金調達プラン」といいます。)では、本新株予約権の行使に際して、当社が保有する自己株式を交付する予定です。

当該自己株式は、平成19年6月12日付当社開示「自己株式取得に関するお知らせ」に記載のとおり自己株式の取得枠を設定して以来、特に平成19年のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融不安により、当社の事業環境が悪化し、当社株価が低迷していたことを背景に、株主還元策の一環として継続的に取得したものです。ただし、その後アベノミクスを主因とした株式市況の改善から当社株価が上昇しているため、平成24年11月以降自己株式の取得を実施しておらず、平成25年9月9日付当社開示「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」に記載のとおり自己株式の取得枠を再設定した以降も、現在に至るまで自己株式の取得を実施しておりません。もっとも、当社としては、株価の下落等の不測の事態に備え、且つ柔軟な資本政策を行えるように自己株式の取得枠は維持しております。一方、固定株価資金調達プランにおいて、本新株予約権の行使価額は1,000円と設定しており、発行決議日の前取引日(平成26年4月11日)の当社普通株式の終値の123%に相当するため、本新株予約権は現在の当社株価水準を一定程度上回らないと行使されないスキームとなっております。上記の自己株式取得の背景に記載の通り、自己株式の取得は当社株価低迷時に行うことを予定しており、一方で本新株予約権の行使は当社株価上昇時に行われることから、自己株式の取得と本新株予約権の行使が同時期に実施されることはないと考えられます。

<当該資金調達の方法を選択した理由>

当社は、上記の資金調達を行うために、様々な資金調達の見込先と多様な資金調達方法を検討いたしました。公募増資、第三者割当増資、株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)、借入れ等の各種資金調達方法には下記(他の資金調達方法との比較)に記載したデメリットがある一方、割当予定先より提案を受けた固定株価資金調達プランは、下記(固定株価資金調達プランの特徴)に記載しているデメリットはありながらも、それを上回る下記(固定株価資金調達プランの特徴)に記載している特徴があることから、固定株価資金調達プランによる資金調達方法は、当社が資金調達額や新株予約権の行使時期をある程度コントロールすることができ、当社の既存株主に与える株式価値の希薄化を極力抑制することが可能となるメリットを有しているといえます。すなわち、既存株主の利益に配慮しながら、当社の資金ニーズを満たしうる、現時点における最良の資金調達方法であると判断いたしました。そのため、本新株予約権の発行により資金調達をしようとするものです。なお、固定株価資金調達プランに関して、当社と割当予定先との間で合意することが予定されている、本新株予約権の行使停止指定等の詳細については、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 h. 第三者割当て契約」をご参照ください。

以下、固定株価資金調達プランの主な特徴を記載します。

(固定株価資金調達プランの特徴)

本新株予約権は、昨今、その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主に十分配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は1,000円で固定されており、将来的な株価変動によって行使価額が変動することはありません。さらに、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から3,000,000株で固定されており、将来的な株価変動によって潜在株式数が増加することはなく、また、行使価額が固定されていることから、本新株予約権が行使された場合の資

金調達額につきましても固定されることとなり、株式市場に対して透明度の高いスキームになっているものと考えております。

本新株予約権には、当社の裁量により希薄化の程度及び時期の調整ができるように行使停止指定条項を付しております。市場環境等を勘案の上、株価への影響に配慮しつつ、新株予約権の行使停止指定を行うことができますので、新株式の発行と比べて、希薄化の程度及び時期を当社の裁量によりコントロールすることができます。

本新株予約権については、行使価額が現在の当社株価水準に比べると一定程度高い水準に設定されているため、当社株価が今後上昇せず、行使価額に到達せずに推移した場合には、新株予約権の行使がなされず、割当予定先による本新株予約権の行使が進まないことにより、資金調達額が当社の想定よりも減少する可能性があります。本新株予約権の発行は、当社が中長期的な目標としている株価水準における機動的なエクイティ・ファイナンスの実施を可能にする枠組みを予め設定しておくことを企図しているものです。

当社は、本新株予約権に付された取得条項の発動として、本新株予約権の発行価額と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権の全部又は一部を取得することができるため、将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、より有利な資金調達方法が見つかった場合等には、当社は、本新株予約権を取得、消却することが可能であり、本新株予約権の発行後も当社資本政策の柔軟性が確保されております。なお、当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行う場合は、発行価額と同額で本新株予約権の全部を取得します。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、したがって、本新株予約権の行使後当社普通株式は売却されることになるため、一定の売り圧力が市場に生じ、当社普通株式の株価の下落局面ではさらなる下落もありえるというデメリットがあります。しかしながら、割当予定先は、当社、当社の役員及び当社の大株主との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はなく、市場動向を勘案しながら売却する方針であることから、かかるデメリットは一定程度緩和されるものと見込んでおります。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、当社の資金需要に合わせた、適時に機動的な資金調達の確保の観点からは適切でないと考えられます。

第三者割当増資による新株の発行は、当社の株主構成及び会社経営・支配権に割当先からの影響を及ぼされると考えられること、また即時の株式発行を伴うものであり、上記の公募増資同様将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすことから、株価に対する直接的な影響が大きいと考えます。

MSCBは、発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、希薄化率が大きく変化し、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

借入れによる資金調達は、調達予定金額全額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれます。

以上の理由により、当社は、固定株価資金調達プランが現時点における最良の資金調達方法であると判断しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ロックアップについて

本新株予約権の募集に関連して、当社は割当予定先に対して、第三者割当て契約締結日以降、(イ)割当日から180日間が経過した日又は(ロ)未行使の本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券(以下に定義します。)の発行(株式分割及び株式無償割当てを含みません。)若しくは処分又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。但し、単元未満株主による売渡請求に基づく発行会社による普通株式の売渡しその他法令上必要とされる場合にはこの限りではありません。「ロック

クアップ対象有価証券」とは、当社の普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び発行会社の普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られません。)をいいますが、かかる普通株式及び有価証券のうち、(イ)当社及び当社の子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使により発行又は処分されるもの、(ロ)第三者割当て契約の締結日において既に発行されている新株予約権の行使により発行又は処分されるもの、(ハ)資本提携契約に伴って実施される第三者割当てにより発行又は処分されるもの、(ニ)平成26年1月24日開催の当社定時株主総会において更新の承認がなされた「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」に基づいて発行されるもの並びにそれらの行使・転換により、又は対価等として発行又は処分されるもの、並びに(ホ)本件第三者割当て及び本新株予約権の行使に関連して発行又は処分されるものを除きます。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	UBS AG London Branch
所在地	連合王国 EC2M 2PP ロンドン フィンスバリーアベニュー 1 (1 Finsbury Avenue, London, EC2M 2PP, United Kingdom)
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	UBS証券株式会社 代表取締役CEO 中村 善二 03-5208-6000（代表）
代表者の役職及び氏名	最高経営責任者（CEO） セルジオ P. エルモッティ（Sergio P. Ermotti）
資本金	42,179百万スイス・フラン（連結、平成25年12月31日時点）
事業の内容	投資銀行業務及び証券業務
主たる出資者及びその出資比率	チェース・ノミニーズ・リミテッド（11.73%） シンガポール政府投資公社（6.39%）

（注） 「代表者の役職及び氏名」以下の項目については、割当予定先であるUBS AG London Branchの本店であるUBS AGの情報を記載しております。

b. 提出者と割当予定先の関係

当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
割当予定先が保有している当社の株式数	当社の普通株式を保有しておりません。（平成26年4月11日現在）
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社としては様々な資金調達先を検討して参りましたが、UBSグループの日本法人であるUBS証券株式会社より提案を受けた固定株価資金調達プランによる資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。また、UBSグループは、当社のニーズを充足するスキームの提供を含め、多様な金融商品を持ち、且つ固定株価資金調達プランを含めた新株予約権の買取業務において多くの実績を残していること、国内外の顧客基盤が充実しており、当社株式に対する投資家の多様な需要に基づき本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、IRサポート業務を含めた総合的なサービスの提供を行うことができること等を総合的に勘案し、UBS AG London Branchを割当予定先として決定いたしました。

（注） 本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるUBS証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

新株予約権の目的である株式の総数 3,000,000株

e．株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取決めはありません。割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有していないとのことです。但し、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を市場動向を勘案しながら売却する方針であるとのことです。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先において本新株予約権の払込金額の総額の払込み及び行使に要する資金は確保されている旨の報告を、本件の斡旋を行うUBS証券株式会社の担当者から口頭で受けるとともに、割当予定先であるUBS AG London Branchの本店であるUBS AGの平成25年アニュアルレポート記載の平成25年12月31日現在の通期連結財務諸表から純資産額は48,002百万スイス・フラン及び現預金は80,879百万スイス・フラン（それぞれ約5兆5,629億円、約9兆3,730億円、換算レート1スイス・フラン115.89円（平成26年4月11日の仲値））と確認しているほか、当該資金の払込みについては第三者割当て契約において割当予定先の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先であるUBS AG London Branchの本店であるUBS AGは、その株式をスイス連邦国内のスイス証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、スイス連邦の行政機関である連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority(FINMA)）の監督及び規制を受けております。また、割当予定先は、英国金融サービス機構（Financial Services Authority）の監督及び規制を受けております。

当社は、連邦金融市場監督機構ホームページ、英国金融サービス機構ホームページ、UBS AGのアニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うUBS証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容を踏まえ、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力と一切関係ないことを確認しております。

h．第三者割当て契約

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る本有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む第三者割当て契約を締結いたします。

(1) 行使停止指定

当社は、割当予定先に対して、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。よって、通常時においては原則割当予定先の裁量によって行使がなされていくものの、停止指定の期間（3取引日以上、60取引日以内の期間（但し、当該期間の末日が平成28年4月28日より後の日とならない日数の期間とします。））及び停止指定の対象となる本新株予約権の数は当社の裁量により決定することができ、また、複数回の停止指定を行うことが可能です。さらに、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。このように、当社の自主的な判断により随時停止指定を行うことが可能であるため、当社の資金需要、株価動向、希薄化の進展等を総合的に判断したうえで、柔軟な資金調達が可能となります。なお、当社は停止指定を行う都度開示いたします。

(2) 買戻義務

当社は、平成28年4月28日に、その時点で残存する本新株予約権の全部を発行価額で買い取る義務を負います。

(3) 譲渡制限

割当予定先による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を必要とします。割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、割当予定先は、当社の本新株予約権の行使指定、行使停止指定及びその取消しを行う権利に対応する義務等、第三者割当て契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

(4) ロックアップ

当社は割当予定先に対して、第三者割当て契約締結日以降、(イ)割当日から180日間が経過した日又は(ロ)未行使の本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券（上記「募集又は売出しに関する特別記載事項」において定義します。）の発行（株式分割及び株式無償割当てを含みません。）若しくは処分又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。但し、単元未満株主による売渡請求に基づく発行会社による普通株式の売渡しその他法令上必要とされる場合にはこの限りではありません。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、当社が割当予定先との間で締結する予定の第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区赤坂二丁目11番15号 代表取締役 黒崎知岳）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、行使停止指定条項及び取得条項に係る当社の権利行使、出来高水準に伴う割当予定先の株式売却の制約等について一定の前提を置き、割当予定先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積られる一定の水準（他社の公募増資事例から類推されるスプレッド水準）を仮定して、本新株予約権及び第三者割当て契約で定められた各条件を考慮のうえ、本新株予約権の価格の評価を実施しています。当社は、当該算定機関の評価（以下「赤坂国際会計評価書」といいます。）を参考にしつつ、本新株予約権1個の発行価額を909円といたしました。当該発行価額は、赤坂国際会計評価書で示された本新株予約権の価格の評価結果のレンジ内におさまっており、また、上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 <当該資金調達の方法を選択した理由>」及び上記「1 割当予定先の状況 h. 第三者割当て契約」に記載した固定株価資金調達プランの内容や固定株価資金調達プランの特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価額が合理的であると判断しました。

また、本新株予約権の行使価額は、発行決議日（平成26年4月14日）の前取引日（平成26年4月11日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を123%上回る額としました。

当社監査役全員も、赤坂国際会計は、新株予約権の評価単価の算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について、特段問題となる点はないと考えられること、及び本件における算定方式としてモンテカルロ・シミュレーションを採用することについては合理性を有していると考えられることから、赤坂国際会計評価書において置かれている前提条件及び適用されたパラメーターの適切性・合理性等が認められれば、本評価書における本新株予約権の評価単価の算定結果に依拠できるものと考えられることができると、また、赤坂国際会計は、当社と顧問契約関係になく、当社及び当社経営陣から独立していると認められること及び固定株価資金調達プランに関して割当予定先とは契約関係にない独立した立場で本評価書を提出していると認められることから、本評価書の作成自体については、公正性を疑わせる事情はないことを前提に、前提条件及び適用されたパラメーターの適切性・合理性等を検討し、これらが合理的ないしは適切であると判断し、固定株価資金調達プランの内容や本固定株価資金調達プランの特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価額は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数は合計3,000,000株（議決権数30,000個）であり、平成26年4月11日現在の当社発行済株式総数15,560,000株（議決権数123,259個）を分母とする希薄化率は19.2%（議決権の総数に対する割合は24.3%）に相当します。しかしながら、今回の資金調達により、上記記載の通り、就職情報事業の拡大等及び新規事業領域の立ち上げを通じて「総合情報企業」として世界のリーディングカンパニーとしての地位確立により企業価値の向上を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

また、当社は、行使停止指定により一定程度本新株予約権の行使をコントロールすることが可能であり、また、本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計3,000,000株に対し、当社株式の過去3ヶ月間における1日当たり平均出来高は62,367株であり、一定の流動性を有しており、また、割当予定先は、当社、当社の役員及び当社の大株主と割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結す

る予定はなく、市場動向を勘案しながら売却する方針であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
UBS AG London Branch	連合王国 EC2M 2PP ロ ンドン フィンスバリーア ベニュー 1	0	0.00	3,000,000	19.57
株式会社アンビシャス	堺市南区新檜尾台1-16-10	1,500,000	12.17	1,500,000	9.79
株式会社朝日新聞社	東京都中央区築地5-3-2	778,000	6.31	778,000	5.08
株式会社朝日学生新聞社	東京都中央区築地5-3-2	778,000	6.31	778,000	5.08
学情社員持株会	大阪市北区梅田2-5-10	684,400	5.55	684,400	4.47
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口)	東京都中央区晴海1-8-11	632,700	5.13	632,700	4.13
中井 清和	堺市南区	624,100	5.06	624,100	4.07
北野 明子	大阪府八尾市	455,000	3.69	455,000	2.97
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託 口)	東京都港区	407,900	3.31	407,900	2.66
北野 信雄	大阪府八尾市	406,800	3.30	406,800	2.65
計	-	6,266,900	50.84	9,266,900	60.47

- (注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権の割合」は、UBS AG London Branchについては平成26年4月11日現在の所有株式数を、その他の株主については平成25年10月31日時点の株主名簿に記載された数値を基準としております。
- 2 割当予定先であるUBS AG London Branchの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式をすべて保有した場合の数となります。上記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておりません。
- 3 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の所有株式数に、本新株予約権の目的である株式の総数3,000,000株を加えて算定しております。
- 4 上記のほか、当社は自己株式3,232,082株を保有しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 設備計画の変更

組込情報である第36期事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年4月14日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「重要な設備の新設等の計画」について以下の追加がありました。

以下の内容は、有価証券報告書（第36期）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等の計画」の追加箇所を記載したものです。

設備の内容	投資予定金額 （百万円）	資金調達方法	着手及び完了予定 年月	完了後の増加能力
既存事業の拡大に伴うシステム 及び営業拠点	2,500 （注2）	新株予約権の 新規発行	平成26年5月～ 平成28年4月 （注2）	（注1）
新規事業領域の立ち上げに係る M & A 及び資本・業務提携後に 必要なシステム	500 （注2）			

（注）1. 事業拡大のための投資であります。

2. 「第一部 証券情報 第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」の注記を参照ください。

2. 事業等のリスクについて

組込情報である第36期事業年度に係る有価証券報告書および第37期事業年度に係る四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年4月14日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について重要な変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等の記載には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年4月14日）現在においても変更の必要はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

3. 臨時報告書の提出について

組込情報である第36期事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年4月14日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しています。

（平成26年1月27日提出の臨時報告書）

[提出理由]

平成26年1月24日開催の当社第36期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

[報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年1月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役として、沖浩を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件
監査役として、原田守を選任する。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	98,045	72	0	（注）1	可決（99.9%）
第2号議案				（注）2	
沖 浩	86,237	11,880	0		可決（87.8%）
第3号議案				（注）2	
原田 守	98,085	32	0		可決（99.9%）
第4号議案	82,822	15,295	0	（注）1	可決（84.4%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第36期)	自平成24年11月1日 至平成25年10月31日	平成26年1月27日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第37期第1四半期)	自平成25年11月1日 至平成26年1月31日	平成26年3月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 3月11日

株式会社学情

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻内 章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 稔郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社学情の平成25年11月1日から平成26年10月31日までの第37期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年11月1日から平成26年1月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年11月1日から平成26年1月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社学情の平成26年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 1月24日

株式会社学情

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻内 章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 明 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社学情の平成24年11月1日から平成25年10月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社学情の平成25年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社学情の平成25年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社学情が平成25年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。